

第105号議案 長崎市国民健康保険税条例及び長崎市介護保険条例の  
一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例の改正理由	1
2 条例の改正内容	1～2
3 条例の施行期日	2
4 新旧対照表（抜粋）	2～5
5 関係条例（抜粋）	5～6
6 参考（国の減免基準）	6～8

市民健康部  
福祉部  
令和2年6月



## 1 条例の改正理由

閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を踏まえ、国から財政支援の対象となる国民健康保険税及び介護保険料の減免の取り扱い等について通知がなされた。

これを受け、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、収入が減少等した国民健康保険被保険者の国民健康保険税及び介護保険第1号被保険者の介護保険料について、国が示した財政支援の対象となる減免内容に基づき、遡って減免できる規定を設けるため、条例を改正しようとするもの。

## 2 条例の改正内容

### (1) 長崎市国民健康保険税条例

ア 概要 減免に係る国の財政支援の基準では、減免対象となる保険税は令和元年度分及び令和2年度分で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものであるが、現行の条例では、「納期限までに申請書を提出しなければならない。」と規定しているため、「新型コロナウイルス感染症に係る減免の特例」に係る規定を設け、納期限が到来したものについても遡って減免できるようにするもの。

### イ 減免の対象となる世帯

(ア) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

(イ) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、市長が別に定める要件を満たす世帯

### ウ 国の財政支援

前記イに該当する世帯の減免を行なった場合は、その全額が国の特別調整交付金又は国民健康保険災害等臨時特例補助金で財政支援される予定。

### エ 長崎市の国保加入世帯数（被保険者数）

63,193世帯（95,050人）（令和2年5月末現在）

## (2) 長崎市介護保険条例

ア 概要 減免に係る国の財政支援の基準では、減免対象となる保険料は令和元年度分及び令和2年度分で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものであるが、現行の条例では、「納期限までに申請書を提出しなければならない。」と規定しているため、「新型コロナウイルス感染症に係る減免の特例」に係る規定を設け、納期限が到来したものについても遡って減免できるようにするもの。

### イ 減免の対象となる第1号被保険者

(ア) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者

(イ) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、市長が別に定める要件を満たす第1号被保険者

### ウ 国の財政支援

前記イに該当する第1号被保険者の減免を行なった場合は、その全額が国の特別調整交付金で財政支援される予定。

### エ 長崎市の第1号被保険者数

136,640人（令和2年5月末現在）

## 3 条例の施行期日 公布の日

## 4 新旧対照表（抜粋）

### (1) 長崎市国民健康保険税条例

現行	改正案
○長崎市国民健康保険税条例 昭和33年10月1日 条例第23号	○長崎市国民健康保険税条例 昭和33年10月1日 条例第23号
第1条～第31条（略） 附則 1～18（略）	第1条～第31条（略） 附則 1～18（略） <u>（新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の特例）</u> 19 第29条第1項の規定にかかわらず、

市長は、次に掲げる場合であって必要があると認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の保険税（普通徴収の方法により徴収する保険税にあつては令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間（以下「特例対象期間」という。）に納期限が到来するもの、特別徴収の方法により徴収する保険税にあつては特例対象期間に特別徴収対象年金給付の支払日が到来するものに限る。）を減免することができる。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）により、納税義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

(2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、納税義務者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、市長が別に定める要件を満たす場合

20 第29条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による保険税の減免について準用する。この場合において、同条第2項中「納期限まで」とあるのは「納期限（これにより難い特別の事情があると認める場合には、市長が別に定める日）まで」と、「支払日まで」とあるのは「支払日（これにより難い特別の事情があると認める場合には、市長が別に定める日）まで」とする。

19 (略)

21 (略)

20 (略)

22 (略)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 長崎市介護保険条例

現行	改正案
<p>○長崎市介護保険条例 平成12年3月13日 条例第1号</p> <p>第1条～第9条 (略) (保険料の減免)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第11条～第17条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条 (略)</p>	<p>○長崎市介護保険条例 平成12年3月13日 条例第1号</p> <p>第1条～第9条 (略) (保険料の減免)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、<u>普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第11条～第17条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分及び令和2年度分の保険料の減免の特例)</u></p> <p><u>第11条 第10条第1項の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる場合であって必要があると認めるときは、第1号被保険者に係る令和元年度分及び令和2年度分の保険料(普通徴収の方法により徴収する保険料にあっては令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間(以下「特例対象期間」という。)に納期限が到来するもの、特別徴収の方法により徴収する保険料にあっては特例対象期間に特別徴収対象年金給付の支払日が到来するものに限る。)を減免することができる。</u></p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、</u></p>

山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、市長が別に定める要件を満たす場合

2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による保険料の減免について準用する。この場合において、同条第2項中「納期限まで」とあるのは「納期限（これにより難い特別の事情があると認める場合には、市長が別に定める日）まで」と、「支払日まで」とあるのは「支払日（これにより難い特別の事情があると認める場合には、市長が別に定める日）まで」とする。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第11条 (略)

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第12条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 5 関係条例（抜粋）

### (1) 長崎市国民健康保険税条例

(減免)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特に必要があると認める者に対しては、保険税を減免することができる。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者
- (2) 天災その他の災害により、保険税の納付が困難である者
- (3) 次のいずれにも該当する者(国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)

ア 国民健康保険の被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。)の被扶養者であつた者

(ア)～(オ) (略)

- (4) 国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当する者

- (5) その他特別の事情がある者

2 前項の規定によつて保険税の減免を受けようとする者(前項第3号及び第4号に該当する者を除く。)は、普通徴収の方法により保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 年度、納期限又は保険税の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月及び税額
- (2) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定によつて、保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

## (2) 長崎市介護保険条例

### (保険料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に掲げるものを除くほか、特別の事情があること。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

## 6 参考（国の減免基準）

### (1) 国民健康保険税の減免額

#### ア 減免の対象となる世帯

(ア) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 全額

(イ) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のaからcまでの全てに該当する世帯

#### 【要件】

- a 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- b 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。



- 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額の算定】

対象保険税額（別表1の算式により算出した額）に、別表2の左欄に掲げる前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる減額又は免除の割合を乗じて得た額（ $(A \times B / C) \times d$ ）

（ただし、事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除する。）

【減免額の計算式】

$\begin{array}{l} \text{対象保険税額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険税減免額} \\ (A \times B / C) \qquad \qquad \qquad d \end{array}$
---

【別表1】

<p>対象保険税額 = <math>A \times B / C</math></p> <p>A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額</p> <p>B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）</p> <p>C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額</p>
---

【別表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合（d）
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(2) 介護保険料の減免額

ア 減免の対象となる第1号被保険者

(ア) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 全額

(イ) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のa及びbに該当する第1号被保険者

【要件】

- a 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

- b 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額の算定】

対象保険料額（別表1の算式により算出した額）に、別表2の左欄に掲げる前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる減額又は免除の割合を乗じて得た額（ $(A \times B / C) \times d$ ）

（ただし、事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する。）

【減免額の計算式】

$\begin{array}{ccc} \text{対象保険料額} & \times & \text{減額又は免除の割合} & = & \text{保険料減免額} \\ (A \times B / C) & & d & & \end{array}$
--

【別表1】

<p>対象保険料額 = <math>A \times B / C</math></p> <p>A：当該第1号被保険者の保険料額</p> <p>B：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）</p> <p>C：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額</p>
---

【別表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合（d）
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8